

那珂市議会 議員定数等調査特別委員会記録

開催日時 平成27年2月20日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 加藤 直行 副委員長 中崎 政長
委員 寺門 厚 議員 小宅 清史
委員 綿引 孝光 委員 木野 広宣
委員 笹島 猛 委員 石川 利秋
委員 木村 静枝

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 助川 則夫 事務局長 城宝 信保
事務局次長 深谷 忍 次長補佐 渡辺 荘一

会議事件説明ため出席者の職氏名

なし

会議に付した事件と結果

- (1) 那珂市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

結果：議員定数は4人減の18人、議員報酬は5万円増、政務活動費は月額1万円減とする、それぞれの条例改正案を、まとめて1本の条例として提出することにする。

2月24日の全員協議会に結果を報告し、3月の定例会に議案を提出することとし、調査完了とする。

会議資料 別添のとおり

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時）

委員長 おはようございます。きょうは議員定数等の特別委員会にご出席をいただきましてたいへんご苦労さまでございます。

3月議会に向かってですね、条例の一部を改正する議案を提出したいということで、議員定数、それから、議員の報酬、政務活動費の今までやったものに対する条例の提案です。どうか慎重なるご審議をお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。

座って、議事を進めたいと思います。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送し

ます。会議内での発言は、必ずマイクを利用してください。発言は簡潔明瞭にわかりやすくお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は9名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、これより議員定数等調査特別委員会を開会いたします。

職務のため、議長。

議会事務局より事務局長、事務局次長、次長補佐が出席をしております。

ここで議長よりごあいさつをお願いいたします。

議長 あらためまして、おはようございます。

本日は、議員定数等調査特別委員会の開催にあたり、ご出席を賜りまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいま委員長のからお話がありましたように、あと2週間後ですか、迫りました、27年第1回の定例会に向けましての条例改正等が絡む案件でございまして、たいへん私どもの議会といたしましても重要な案件でございます。慎重な審議を今までされてきたわけではありますが、最終日になると伺っております。

どうぞ、本日も慎重なご審議を賜りまして、3月の定例会に向けましての上程がされますよう、ご祈念を申し上げましてごあいさつにかえさせていただきます。たいへんご苦勞さまでです。

委員長 本委員会に付託された事件は別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

- 1、那珂市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。
- 2、那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。
- 3、那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

事務局より資料の説明を願います。

次長補佐 それではお手元の資料のほうごらんいただきたいと思います。1番上にあります、タイトルが定数報酬等の条例改正というところでございます。説明させていただきます。

まず、この趣旨でございますけれども、市民が議会や議員に対して求めている姿としては、全国や近隣の議員数の削減の状況を考慮して、少数精鋭で市民のために一生懸命働く議会を目指し、議会活動に専念できる安定した生活を保障し、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境を整えるなどということでございます。

議会としてもそのような方向を目指すべきであるということから、特別委員会での検討の結果、定数の4人削減、報酬の5万円増、政務活動費の月額1万円減を提案するものでございます。

こちらは12月8日の特別委員会の内容をまとめたものでございます。

このようなことからですね、2番に行きまして、条例の改正が必要となってまいります。条例の改正については、3つの条例がございます。

まず一つとしては、那珂市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例でございます。

条例改正の内容は、現在の議員の定数22人を18人にするというふうな条例の改正になります。それからこの条例の適用は、条例の公布の日以後に実施される一般選挙からということになります。ここで一般選挙というのは、通常で考えれば任期満了による選挙が通常選挙になります。またもしくはですね、これはめったにないことだと思いますが、例えば何かの理由でですね、議会を解散した場合には、その解散した場合の選挙が一般選挙というふうになります。

それから②として、那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちら報酬を5万円増額するというところでございますので、こちらは条例の中にですね、別表という形で表が載っておりますが、この表にある議長、副議長、議員の報酬額をすべて5万円増額という形にするものでございます。

議長が41万4,000円を46万4,000円。

副議長が36万3,000円を41万3,000円。

議員が34万5,000円を39万5,000円とするものでございます。

この条例の適用については、先ほど言った一般選挙で当選した議員から適用するというところでございます。

それから③として、那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、現在の政務活動費月額2万円を1万円に変更するというふうな改正をする条例でございます。

こちらの条例の適用も一般選挙で当選した議員から適用するというものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

3番として、議案の作成方法でございます。

この定数、報酬、政務活動費の改正については、三つの条例がすべて可決されることにより、議員定数を削減し、その財源により報酬を増額するなど、市の財政に負担をかけないような効果が得られるというものでございます。したがって議決に当たっては議員報酬の増額だけを可決したのでは、市の財政に負担をかけないという効果が得られないということから、議案の作成について、以下についてご配慮、選択する必要があるというふうに考えられます。

一つはですね、三つの条例改正の議案をそれぞれ個別に議案を作成して提出するというところでございます。

具体的に言いますと、3件の条例改正がございますので、それぞれ1本ずつですね、3

本にして、条例を提出するというごさいます。

ただし、この場合ですね、一部否決されることが想定されますので、例えば定数の減については、否決されて22人のままで、あとはその報酬の条例を出して報酬については可決という場合には、定数がそのまま報酬が増額ということになりますので、その内容としてはですね、この特別委員会の意思にそぐわないものではないかと思さいますので、もう一つのやり方といたしましては、三つの条例改正の議案をですね、1本にして提出して、この場合には、すべて三つの議案の改正について賛成か反対かということ判断していただくという形になりますので、このような提出をしてはどうかということごさいます。

それで、具体的にその議案の条例改正の条文ごさいます、ちょっと、別紙の資料をお開きいただきたいと思さいます。

また別に、資料ごさいます。タイトルが条例改正の案文ということになっておる資料ごさいます。こちらに改正する条例の改正案載っております。

まず1ページの1番最初のところは定数を改正する条例ごさいます。その後ろにあるのが、議員の報酬を改正する条例ごさいます。それから3ページには、政務活動費の交付に関する条例ですね、政務活動費を月額2万円から1万円に改正するというふうな条例改正の案になってごさいます。これが1本ずつ、三つの条例の改正案というふうになります。その後なんですけれども、4ページにありますように、4ページの改正案は、三つの条例をまとめて一括して改正するというふうな条例改正案ごさいます。改正する条例を第1条、第2条、第3条といたしまして、ここに三つの条例を入れまして、これを1本にまとめて、これについて賛成反対という形を問うという形ごさいます。

こういうやり方もごさいますので、3つをまとめて提出していただいて、すべてに賛成か反対かというふうな形が、これはできるというものでごさいます。

それから、ついでなんですけれども5ページの資料なんですけれども、5ページごさいますけれども、最近ですね、ちょっと報酬をやっぱり、うちと同じような形で議員定数を削減して報酬上げたというような事例がちょっとごさいましたので、皆さんにご参考にごさすね、ちょっとお知らせしておきたいと思さいます。

こちらは長野県の塩尻市の議会ごさいます。これはもう26年12月ですからこないだの定例会において、定数をですね、この塩尻市というのは人口にすると、大体6万7,000弱の市ごさいます。那珂市よりは若干人口が多いところごさいます、ここもやっぱり議員の定数を22名から18名に削減して、それから議員の報酬については、その四角、真ん中、中段の四角にありますように、議長については、右から左になりますね、45万2,000円を48万8,000円に増額、それから副議長については37万7,000円を42万5,000円に4万8,000円増額、議員については35万4,000円を40万2,000円に4万8,000円増額。それと1番下にあるように、政務活動費については、廃止するというふうな改正を行ったところごさいます。

それからその後ろの最後のページでございますが、この塩尻市の改正のときですね、賛成討論、反対討論がその部分に載っております。これは、塩尻市議会の議会だよりのほうから拝借したものでございます。

まず、議員報酬等に関する反対討論、賛成討論でございますが、反対討論としては、政務活動費は議員としての資質を高めるためには必要。廃止することで活動が不透明になるのは市民の理解が得られない。子育て支援のために経費削減するのが目的ということなら報酬を増額する必要はないというような反対討論。

それから賛成討論については、現行の報酬は全国の人口5万から10万の自治体平均よりも低い。若い議員が活動する基盤となる。議会のチェック、提案の機能を高めるため、多様な民意を取り入れる専門議員が求められている。報酬は増額すべきである。というふうな反対討論、賛成討論。

最終的には報酬については、賛成多数だったと思いますけど、それで可決ということですね。

それから定数に関する条例の改正のところの反対討論、賛成討論でございますが。反対討論としては、全国の人口が同レベルの市議会議員平均22.1人より突出して少なくなる。市民の声が届きにくくなる。市長提案の報酬増との引きかえの定数削減になっている。

賛成討論は、議会費全体を削減し、子育て支援を応援する意味もある。議員活動を今までより活性化し、資質の向上を図る。市民の声を反映することには全く問題がない。

この結果により、次の選挙は定数が18として行われることになり、ということでございます。こちらちょっと参考に資料を添付させていただきました。

それでまた前の資料に戻りまして、議案のその、まずですね、議案の作成方法についてご検討していただきたいと思います。

三つの議案それぞれ別々に個別に出すのか、それとも三つの議案を一つにまとめて1本の議案として作成するかということで、ご意見をいただきたいと思います。

以上です。

委員長 4ページの財政的効果も、説明願います。

次長補佐 はい、それで最初の資料の4ページのところでございますが、この議員定数の減、報酬増、政務活動費の減ということでの財政効果でございます。

こちらにありますように、まず、27年度当初予算ですね、当初予算と比較いたしまして、まず報酬については、18名になることにより、575万6,000円が減額となります。それからそれに伴いまして、その報酬の増で議員の定数が減になるんですけれども、そうすると期末手当のほうも171万1,000円の減、それから共済会事務費でございますが、これは全国市議会議長会のほうに支払いしているもので、人数割でお支払いしているものですから、これも人数の定数が減るので5万2,000円の減ということですね。

それから議会運営費につきましては、議員の費用弁償ですね、定例会とか、常任委員会

とか、会議があった場合に、お支払いしている費用弁償ですが、こちらも議員の定数が減るためにですね、これは人数で案分して削減しておりますが、3万3,000円の減。

それから政務活動費については、月額2万円から1万円になって人数が減ることですので、312万円の減。

それから議員研修のほうにつきましても、こちらは旅費でございますが、これも定数が減ることですのでございますので、定数が減った分を減額いたしまして15万円の減ということで、合計がですね、1,082万2,000円というふうになります。

それから議員人件費のところの下の大きな枠で議員年金負担金というふうにあります。こちらは今現在は廃止されましたが、現在の議員の議員年金については廃止されましたが、過去ですね今までのお支払いしている議員の年金についての負担金でございますが、こちら、議員の人数割ですね負担金が出てきておりますので、報酬は上がりますが、人数が減るためですね、負担金については、減額になるであろうというふうな、これは想定でございます。

そうするとですね、全体で約1,082万円以上ですね、削減効果が出るということになります。以上でございます。

委員長 　ただいま、事務局のほうから説明がありましたが、まず、議案の作成方法について、ご意見をお伺いしたいと思います。条例改正の議案を3本にするか、1本ずつやるかということなんですが、それに対しての意見をお願いします。

木村委員 　私は、議案1本ずつの審議のほうが、はっきりと理由がわかって、よいのではないかとということで、3本で提案してほしい。

委員長 　1本ずつということ。

笹島委員 　これちょっと聞きたいんですけど、今、木村委員が言った、1本ずつ審議するっていうと、まず定数削減のほうで、22のそのままっていう人もいるし、18、20という、ばらばらになりますよね。それから、今度は議員報酬、アップしなくてもいい。3万くらいでいいんじゃないか。5万くらいがいいか、それから政務調査費、廃止しないほうがいいんじゃないか、全部廃止しちゃったほうがいいんじゃないかって。ばらばらになっちゃう。もう全部、ふりだしにもどっちゃうという形になっちゃうのかな、この1本という。そこちょっと聞きたいんですけど。

委員長 　そういう可能性は。定数は、22人で減らす必要ないという意見で、原案から見れば反対だよ。それで報酬は賛成。それでは、今までやってきた意味がないし、市民にも受け入れられないと思います。議員定数そのまま、報酬5万円は賛成だということでは、どうかと思いますが、皆さんどうですか。

笹島委員 　そうですね、ちょっと虫のいい話になっちゃいますね。だから、定数はそのまま、報酬はアップしろとか、政務調査費はそのままとかっていう。市民からすれば理解できない部分。それともう一つ聞きたいんですけども、これ、我々の特別調査委員会ですか、ま

とめましたよね。これは私らのこの特別委員会で意見は一致したということでこの提案をするわけでしょう。

委員長 意見は一致して、12月の全協にも諮って、今後の活動はどうなんだ一部、質問もありましたけど、それから、全体の財政の今、渡辺のほうから説明されたように。そして、議会広報にも出して、ほとんど届いたと思うんだけど。そういう状態。今は。

笹島委員 我々委員は、それに従ってもらわなきゃいけないっていう義務がありますよね。どうなんですか、それは。

委員長 その意見は集約してありますからね。

笹島委員 私らが、練って審議したものに対して、また振り出しになってばらばらになったら、なんのために、されたっていうか、おかしくなりますよね。この市民からしても、これに参加してない議員からしてもですね。それはそれでいいんですね、一致したということで。まさかその今言っていた本会議のときに、反対意見とかなんかってのは、そういうのはでないでしょう。

委員長 それはわかんないけど、反対。

笹島委員 それはちょっと卑怯じゃないの、それは。我々がその今言った、取りまとめてあれして、意見を一致したもんで、我々が中心になってやってきたものに対して、それが私の意見が違うからっていうことで、いうふうに進めた、我々が主役でやってきたわけですよ。なんか、それはちょっと、エゴイズムを感じるけど、どうなんですかそれは。

木村委員 全体で賛否とってね、こういうふうに、この特別委員会としては決まりましたと、いうことに結論としてはなるわけですよ。だけど、全員が、すべて賛成、この案に賛成で可決したのかと。そういう問題が残りますよね。全員ではなくて、こういう意見が反対意見があったと。だけど、少数意見なので否決されたというのは、きちんとしたね。理由は残すべきだと私は思います。

委員長 それは、全協にもそういうふうに報告しております。一部反対の意見もありましたと。それで集約したと。木村委員それ以外には。

木村委員 そうするとね、条例改正は可決したまますのせればいいわけで、なぜ今ね、ここで、改めて条例のそういう反対か賛成かをとるのかっていう、意味がわからないんですよ。もう既に審議して、特別委員会ではこういうふうに決まりましたと。そしてもう、そういうことによって、条例改正をするというわけですよ。ところが決まったのに、また、条例を審議して反対か賛成か取るという意味ですね。それがちょっと理解できないんですが、そこはどうなんですか。

委員長 これはね。委員会で集約してこのように、決まったということで、議会広報の方もいると思いますが、載せていて、ただ、それが載せたからといって、すぐ次回の選挙からってやるというわけにはいかないんだよね。いかないと思うんですよ。ちゃんと条例を書いて、一部条例の改正を本会議で提案して、そして可決して、正式に決まったと。木村さん

が何でかけなければならないんだって言ったって、かけないわけにはいかないんだ。条例改正は、でなければ効力を発しないでしょう。そういう意味だと思います。

木村委員 条例改正はかけなくちゃなんないですよ。だからその討論。賛成か反対かの討論は、既に特別委員会でやっているわけですよ。そして、特別委員会として、これは可決してるわけです。でも、議会報告でもね、こういうふうになりますよと次回から。なりましますよとなっているんです。そしたら当然それに沿って条例改正をすればいいんじゃないんですか。なんでここでまた蒸し返して、反対討論だの賛成討論だの。

委員長 そんなこと言ってないでしょう。議会の条例を改正するのに、1本ずつにするか、3本一括に、本会議ですよ。それを今、賛成ですか反対ですかなんて、そんなことは聞いていない。本来なら聞かないんですよ。そうでしょうよ、議案を。どこで歯車がくるってるんだか。

木村委員 じゃ条例を1本で提出するか、3本で提出するか、それだけの審議なんですね。

委員長 そうですよ。

木村委員 それならわかりますが、この賛成とかね、反対とか、そういうことは述べる必要はないんですね。

委員長 そんなことは、もう民主主義のルールで集約してるんですから。この委員会はですよ。

木村委員 じゃ、わかりました。

小宅委員 すいません、木村先生が言うことも、僕少しわかるんですけども。これは三位一体だと思ってるんですよ。否決される時は全部否決という三位一体だと思ってるので、ここで1にしますか、2にしますかっていうことを聞くこと自体が、不毛なんじゃないかということ。木村先生は言ってんじゃないかなと思ってるんですよ。もうこれはこのまま決まってるから、これでゼロサムで進めるのが、当然じゃないですかという。否決される時は丸ごと否決。通ることは丸ごと通るとそういうことですよ。

副委員長 はい、そのとおりだと思います。ただし、3本別々にやると、議員定数は否決しましょう。そういうその、あれが、あった場合に困るということで、もうだいたい意見の集約はできているので、この3本、定数、報酬、政務活動費を一括して一つの条例の中に組み込んで1本で提出しますかっていうことなんです。だから、そっちのほうがいいんじゃないかというようなことで言ってます。

委員長 木村さん、そういうことで。1本1本じゃなく3本一括で。それでは定数、それから報酬、政務活動費の条例の一部は3本一括で提案するということに決まりました。

異議なしですね。

次に、議案の提案理由についてを議題とします。これは事務局でお願いします。

次長補佐 それでは2ページの4番の議案の提案理由でございます。まとめて3本ということでございますので、その後ろの3ページの④という形になるかと思います。提案理由の案文を作成してありますので、この内容についてですね、確認をしていただきたいと思います。

す。3本をまとめた条例といたしまして、その提案理由でございますが、全国市議会の動向や近隣の議員数削減の状況を考慮して、少数精鋭で市民のために一生懸命働く議会を目指し、議会活動に専念できる安定した生活を保障し、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境を整えるため、議員定数の4人削減、報酬の5万円増、政務活動の月額1万円減を提案するものです。ということで、その議案を、提出する際にですね、提案理由の説明を記載するところがございますので、この内容でよろしいかということでございます。以上です。

委員長 これについてご意見を伺います。

笹島委員 提案理由はさんざんやってきた、我々の審議したものなのでこれでいいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、提案理由は、特別委員会で提出するという事にいたします。

最後に特別委員会としての定数報酬政務活動費の改正案の提出に当たりまして、特別委員会での意見として改正による議会の課題として付託意見をつけて委員会の報告にしたいと思いますが、ご意見を伺います。

次長補佐 説明をさせていただきます。5ページになります。7、改正による議会の課題ということで附帯意見提言ということでございます。

今委員長おっしゃいましたように、最終的に特別委員会としての条例案提出に伴いまして、委員会報告等がございますので、その際にですね。附帯意見というか、提言ということで議案の提出とあわせて、説明する文章として、ここに案文がございます。

朗読させていただきますと、議会として、議員定数、報酬増額、政務活動費減額を選択し決定することについては、今後の議会のあり方についても十分に考慮する必要があると思われま。定数を削減することは一般的には、多様な市民の意見を反映させるという面では、マイナスになると懸念されます。今後は今まで以上に議会報告会などにおいて市民の意見を議会に反映させていくなど、創意工夫が必要であると思われま。また、報酬の増額は議員活動に専念し、一生懸命に市民のために働くために、増額することとしていま。今後は今まで以上に、議員に対する市民の目が厳しくなると思われま。議員個人の自覚と責任ある行動や積極的な議員活動が求められると思われま。さらに政務活動費は、減額となりますが、用途を明確にして有効に活用することが求められています。

那珂市議会としては、今後も議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指して、市民の意見を議会に反映させる努力を重ねることや、議員個人としては、自覚と責任を持って政務活動費を有効に活用しながら議員活動に専念することが求められてくると思われま。那珂市議会として引き続き開かれた議会を目指して、議会の活性化に向けて努力していくことが必要であります。

というようなことを特別委員会の報告の際ですね、つけてはどうかということでございます。

さらに下の※でございますが、議員定数等が削減になった場合にですね、今後、常任委員会とか特別委員会等の定数なんかについてもですね、検討していかなければなりません。こちらについては議会運営委員会でのほうで検討することというふうにいたしたいと思います。以上でございます。

委員長 これについてご意見はありますか。

※のほうは当然ね、今までも、議会運営委員会のほうでやっておりますので、なければ、附帯意見は、つけるということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

委員長 そのように決定をしたいと思います。

以上で、長い間、といっても約1年ですが、当特別委員会に付託されました、1議員定数に関する事項、2議員報酬等に関する事項についての審議は、終了いたしました。

以上をもちまして、調査完了とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認め、調査完了といたします。

なお、この結果については、来週の24日の全員協議会に説明し、3月の定例会で委員会報告書と議案を提出いたします。

以上で、議員定数等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会の宣告(午前10時36分)

平成27年3月2日

那珂市議会 議員定数等調査特別委員会委員長 加藤 直行